

代表者・法人の役員・政令で定める使用人の氏名の変更 に必要な書類

※法人の役員の場合は協会への届出不要

届出先	チェック	書類名
府庁および 地方整備局		★ 宅地建物取引業者名簿登載事項変更届出書（第1面） 必須 *代表
		★ 宅地建物取引業者名簿登載事項変更届出書（第2面） *役員
		★ 宅地建物取引業者名簿登載事項変更届出書（第3面） *政令使用人
		宅地建物取引業免許証書換え交付申請書 代表者の場合のみ
		★ 履歴事項全部証明書 発行後3か月以内のもの
		★ 氏名変更の記載がある戸籍抄本 発行後3か月以内のもの
		免許証（原本） 代表者の場合のみ
		免許証書換え交付手数料 ※POS連絡票必要 ¥500 代表者の場合のみ
宅建協会 ○は必須		○ 会員名簿登録事項変更届（3枚）
		○ 申請書類副本より ★分の写し
		○ 新免許証の写し 後日発行されてからの提出可 代表者の場合のみ
		△ 口座振替依頼書 代表者の場合のみ
		※押印要（銀行お届け印）
		△ 会員カード返却（正 A B ）

①上記書類は、泉州支部HP（下記リンク参照）よりダウンロードして頂くか、支部まで取りに来て下さいますようお願い致します。

<https://www.takken-sensyu.jp/koushin-henkou/daihyou-seirei-shimeiji/>

②府庁へ変更届け提出の際、書類を2部（正・副）作成し提出してください。（知事免許の場合）
（変更のお届けは、変更後1か月以内にご提出下さい。）

③府庁届け出後、大阪府収受印のある副本より★分の写しと、協会書類をご準備頂き
泉州支部まで提出して下さい。



大阪府宅地建物取引業協会

泉州支部

大阪府宅地建物取引業協会 泉州支部

TEL 072-438-9001

FAX 072-438-9004

e-mail osakatakken-sensyu@song.ocn.ne.jp